



2019年5月13日

各 位

会社名 小池酸素工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小池 英夫  
(コード番号6137 東証第二部)  
問合せ先 代表取締役副社長兼管理部長  
富岡 恭三  
(TEL 03-3624-3111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の当社第96期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月26日開催予定の当社第96期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の招集権者および議長に関する規定を明記するため、変更案第26条（取締役会の招集権者）および第27条（取締役会の議長）を新設するとともに、現行定款第26条から取締役会規程に関する規定を削除し、変更案第31条（取締役会規程）として新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月26日  
定款変更の効力発生日 2019年6月26日

以上

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 (機__関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 20 条 (条文省略)	第 5 条～第 20 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 21 条 (員 数) 当社の取締役は 17 名以内とする。  (新設)	第 21 条 (員 数) 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は 17 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
第 22 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略)	第 22 条 (選任方法) 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第 23 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)  (新設)	第 23 条 (任__期) 取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第 24 条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、会社を代表する代表取締役若干名を選定する。	第 24 条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> のうちから会社を代表する代表取締役若干名を選定する。

現行定款	変更案
<p>第25条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。<u>取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議方法） （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>第26条（取締役会の招集権者）</u> 取締役会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p><u>第27条（取締役会の議長）</u> 取締役会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第28条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集は、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第29条（取締役会の決議方法） （現行どおり）</p> <p><u>第30条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>第31条（取締役会規程）</u> 取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第32条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="164 107 539 174">第29条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p data-bbox="288 293 667 322">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="164 371 384 400">第30条（員 数） 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="164 495 405 524">第31条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="164 734 379 763">第32条（任 期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="164 1025 464 1055">第33条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="164 1173 539 1202">第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。監査役会の細目については、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p data-bbox="164 1429 539 1458">第35条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="164 1576 379 1606">第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="164 1720 512 1749">第37条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契</p>	<p data-bbox="817 107 1209 174">第33条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p data-bbox="1094 293 1166 322">(削除)</p> <p data-bbox="1094 405 1166 434">(削除)</p> <p data-bbox="1094 524 1166 553">(削除)</p> <p data-bbox="1094 770 1166 799">(削除)</p> <p data-bbox="1094 1061 1166 1090">(削除)</p> <p data-bbox="1094 1202 1166 1232">(削除)</p> <p data-bbox="1094 1458 1166 1487">(削除)</p> <p data-bbox="1094 1606 1166 1635">(削除)</p> <p data-bbox="1094 1749 1166 1778">(削除)</p>

現行定款	変更案
約を締結することができる。	
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>第34条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第35条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>第36条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第37条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会の細目については、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第38条～第39条 (条文省略)	第38条～第39条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第40条～第42条 (条文省略)	第40条～第42条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	<u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第96期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

以 上